

協議第22号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。

- 1 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう働きかける。
- 2 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討を行うよう働きかける。
- 3 合併後の市においても現行のとおりとする団体との間においても、引き続き円滑な連携が図られるよう努める。

平成29年3月28日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

【調整理由】

- ・市町村の合併の特例に関する法律第58条第6項に「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない」との規定が置かれており、合併とともに、各種公共的団体においても、統合が図られることが合併後の市の速やかな一体性の確立及び市・団体間の円滑な連携確保を図るうえで有効であると考えられるため、各団体の実情を尊重しながら調整を行う。
なお、あくまでも統合は、各団体の自主的な判断によるものとする。

主な公共的団体等の現況

1 市の区域を持って設置する旨の法的根拠がある団体

小田原市	南足柄市
小田原市社会福祉協議会	南足柄市社会福祉協議会
公益社団法人 小田原市シルバー人材センター	公益社団法人 南足柄市シルバー人材センター

2 その他の公共的団体等

小田原市	南足柄市
小田原市人権擁護委員会	南足柄市人権擁護委員会
小田原地区保護司会	南足柄市保護司会
小田原市更生保護女性会	南足柄市更生保護女性会
小田原市文化連盟	南足柄市文化団体連盟
公益財団法人 小田原市体育協会	南足柄市体育協会
小田原フレンドリークラブ 城下町スポーツクラブ	特定非営利活動法人 A Z スポーツクラブ
小田原市古紙リサイクル事業組合	
小田原市民生委員児童委員協議会	南足柄市民生委員児童委員協議会
小田原市遺族会	南足柄市遺族会
小田原市老人クラブ連合会	南足柄市老人クラブ連合会
一般社団法人 小田原医師会	一般社団法人 足柄上医師会
一般社団法人 小田原歯科医師会	一般社団法人 足柄歯科医師会
小田原箱根商工会議所	南足柄市商工会
一般財団法人 小田原市事業協会	
小田原市勤労者サービスセンター	南足柄市勤労者共済会
小田原市中心市街地活性化協議会	
一般社団法人 小田原市観光協会	南足柄市観光協会
小田原市鳥獣被害防止対策協議会	足柄上地区有害鳥獣被害防止対策協議会
美しい久野里地里山協議会 金次郎のふる里を守る会 曾我山応援隊	大雄町花咲く里山協議会 矢倉沢里地里山会 内山里地里山の会
小田原市森林組合	南足柄市森林組合